

## 一般社団法人 日本養豚協会豚系統に関する証明規程

制定 昭和54. 4. 1

改正 平成26. 4. 1 2019. 10. 1

### (豚系統証明規程)

第1条 一般社団法人日本養豚協会（以下「本会」という。）は、豚系統の適正な利用とその普及を図るため、この規程により豚系統に関する証明を行う。

### (豚系統証明の種類)

第2条 豚系統に関する証明は、次の各号に掲げる3種とする。

- (1) 豚系統の認定
- (2) 豚系統維持施設（以下「維持施設」という。）の指定
- (3) 系統種豚の証明

### (系統認定の条件)

第3条 豚系統の認定は、次の各号のすべてに該当するものについて行う。

- (1) 本会が別に定める豚系統認定基準を満たすもの
- (2) 第4条に該当する維持施設を有すること
- (3) 独立行政法人、都道府県の豚系統造成施設及び本会の適当と認める畜産関係施設で造成されたもの

### (維持施設の条件)

第4条 維持施設の指定（第10条に定める追加指定を含む）は、独立行政法人、都道府県の施設及び本会の適当と認める畜産関係施設で、系統の維持、利用に関し十分な知識を有するものについて行う。ただし、維持施設の数は、一系統につき3場を超えないこととし、かつ群の大きさは、全体で種雄豚50頭、種雌豚150頭を超えないこととする。

第5条 前条のただし書きに抵触する維持施設にあっても、系統豚の広域的利用のため特に必要であり、系統の適正な利用体制が確立されると本会が認めた場合は、その条件に係らず、登録審議会に諮り、指定を行うことができる。

### (系統種豚の条件)

第6条 系統種豚の証明は、本会が別に定める豚系統標示方法により系統種豚の表示を行ったもののうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

- (1) 豚系統の認定時に認定の対象となった群の豚
- (2) 維持施設の群の更新のために繋養される豚
- (3) 維持施設より配布される豚

(申込み)

第7条 豚系統の認定証明を受けようとする系統の造成者は、第1号様式の申込書及び第2号様式の配布計画書を提出しなければならない。

第8条 維持施設の指定証明を受けようとする者は、第3号様式の申込書を提出しなければならない。

第9条 維持施設の指定証明の更新を受けようとする者は、第3号様式の申込書に第4号様式の維持、配布報告書を添えて提出しなければならない。

第10条 豚系統の認定証明以後新たに維持施設の指定証明を受けようとする者は、第3号様式の申込書に、豚系統の認定証明を受けた系統の造成者が発行した第2号様式-1-2の追加配布計画書を添えて提出しなければならない。ただし、本条により指定証明を受ける維持施設は、既に指定証明された維持施設で生産された豚を収容する施設に限る。

第11条 系統種豚の証明を受けようとする豚の所有者又は管理者は、第5号様式の申込書を本会に提出しなければならない。

(調査等)

第12条 委託団体（本会登録業務等の実施に関する規程により指定した委託団体をいう。以下同じ。）が第7条、第8条及び第9条、第10条の申込書並びに計画書を受理したときは、必要な調査を行った上、申込書を本会に提出しなければならない。

(認定・指定の可否)

第13条 本会が前条の申込書及び計画書を受理したときは、系統の認定及び維持施設の指定に必要な調査を行った上、登録審議会に諮り、その結果に基づき認定及び指定の可否を決定する。

(決定通知)

第14条 委託団体が前条の決定通知を受けたときは、申込者にその結果を通知する。ただし、委託団体が都道府県内に存在しない場合は、本会より申込者に直接通知する。

(維持・配布等)

第15条 指定を受けた維持施設の長は、その系統を本会が別に定める豚系統維持基準に基づき適正に維持、配布しなければならない。

(指導・調査)

第16条 指定した維持施設に対し、本会が別に定める登録委員規程により委嘱した登録委員（以下「登録委員」という。）が必要に応じ、系統維持、配布等の指導、調査を行うことができる。

(指定期間)

第17条 維持施設の指定期間は、指定を受けた年度限りとし、毎年度指定の更新を行うものとする。

(証明書の発行)

第18条 本会が豚系統に関する証明等をしたときは、次の各号により取り扱うものとする。



- |     |         |   |                   |
|-----|---------|---|-------------------|
| (4) | 証明書書換料  | 同 | 1,000円(税込 1,100円) |
| (5) | 証明書再交付料 | 同 | 4,000円(税込 4,400円) |

(料金の納付)

第25条 前条の料金は、申込みの際に納付するものとする。既に納付した料金はいかなる場合でも返還しない。

(特別の費用)

第26条 豚系統に関する証明に関して調査等のため第24条の料金以外の特別の費用を必要とする場合には、証明を受けようとする者はその一部又は全部を負担しなければならない。

(委託団体の経由)

第27条 この規程によって本会に提出する書類等は、委託団体を經由するものとする。ただし、委託団体が都道府県内に存在しない場合は、本会に直接提出する。

(電子申請)

第28条 証明を受けようとする者又は委託団体が、登録等事務処理要領に定めるシステム利用者登録を行い、第11条の申込みについて電子申請を利用した場合は、本規程に定める申込書を提出したものとみなす。

附則

1. この規程は昭和54年4月1日よりこれを施行する。
2. 平成17年3月31日までの間に、社団法人 日本種豚登録協会によりなされた豚系統に関する証明については、この規程によりなされたものとする。
3. 平成22年3月31日までの間に、社団法人 日本養豚協会によりなされた豚系統に関する証明については、この規程によりなされたものとみなす。
4. 平成24年3月31日までの間に、一般社団法人 日本養豚協会によりなされた豚系統に関する証明については、この規程によりなされたものとみなす。
5. この規程の変更は2019年10月1日よりこれを施行する。

## 豚系統認定基準

1. 系統造成計画の承認  
豚系統の造成を計画する者は、造成開始前に第7号様式の豚系統造成計画書を提出し、登録審議会において造成計画の承認を得ていること。
2. 品種等  
次のいずれかであること。
  - (1) 種豚登録豚又は子豚登記豚
  - (2) その他本会の適当と認める品種又は合成種
3. 群の大きさ  
造成中の全世代において、種雄豚5頭以上、種雌豚30頭以上であること。
4. 血縁  
群内のすべての個体間に、基礎世代豚以後の血縁があること。
5. 能力  
目的とする総合育種価について、標準化した選抜差の累積が1以上あること。ただし、育種価として評価できない形質については、登録審議会において改良されたと認められるもの。

### 附則

1. この認定基準は平成16年7月14日よりこれを施行する。  
ただし、施行日に造成中の系統及び造成計画の承認を得た系統については、本基準に係らず登録審議会において認定の審議を行うものとする。

## 豚系統維持基準

- 豚系統の維持は次の各号の基準を満たすこと。
1. 1つの維持群の大きさは、種雄豚5頭以上、種雌豚30頭以上であること。
  2. 系統は、認定時の群が有する遺伝子以外の遺伝子が入らないように措置されるとともに、本会が別に定める豚系統維持のための留意事項に基づき適正な管理が実施されていると認められるもの。

### 豚系統維持のための留意事項

1. 平均血縁係数及び平均近交係数の上昇を出来るだけ抑制する。
2. 前号1の条件を満たすため具体的に次の要領により維持する。
  - (1) 各種雄豚が次代種豚として残す子豚の数をできるだけ揃える
  - (2) 各種雄豚については、可能な限り後継種雄豚を確保する
  - (3) 各種雌豚については、可能な限り後継種雌豚を1頭以上確保する
  - (4) 集団内では、可能な限り遠縁交配により交配を行う
  - (5) 有効な集団の大きさを大にするため、できるだけ多くの種雄豚を確保して供用する
  - (6) 平均世代間隔の延長を図るため種雄豚及び種雌豚については、その後継豚は、できるだけ後で生産されたものの中から確保するよう努める
  - (7) 淘汰（配布を含む）は、原則として腹内淘汰とする
  - (8) 必要に応じて血縁係数及び近交係数の計算を行う
3. 同一系統について複数の維持群がある場合、各群について前号1の目的を達成するよう努力するとともに、全群を通じて同様の目的が達せられるよう措置する。そのため必要に応じて群間の種豚交流を行う。

### 豚系統標示方法

豚系統維持施設より配布される系統豚については、子豚登記等の血統証明書に系統豚である旨の標示を行う。ただし、本会が系統豚の標示に関して虚偽又は不正の行為があると認めたときは、その表示を取り消すものとする。